

檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）第十四条第二項に規定する檀原公苑（明日香庭球場）の利用料金の額で平成二十六年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十六年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設を使用する場合

施設の種類別	利用区分	
	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで
人工芝 コート	一面一時間につき 七二〇円	一面につき 五、〇四〇円
	一面一時間につき 七二〇円	一面一時間につき 七二〇円
その他 のコート	一面一時間につき 三四〇円	一面につき 二、四六〇円
	一面一時間につき 三六〇円	一面一時間につき 三七〇円
会議室	一、四七〇円	一、三三〇円
クラブ ハウス	二、四六〇円	

注 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ二倍の額とする。

二 附属器具を使用する場合

--	--	--

附属器具の種別	温水シャワー
利用の単位	一回三分につき
利用料金	1100円